



山海のめぐみ  
ふれあいの里

---

---

# よこはままち ふるさと納税

---

---



〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35番地  
青森県 横浜町役場 企画財政課（ふるさと納税担当）  
電話番号 0175-78-2111 F A X 番号 0175-78-2118  
M a i l [koho@town.yokohama.lg.jp](mailto:koho@town.yokohama.lg.jp)



## ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、皆様の出身地や関わりの深い地域などの地方公共団体に寄附することで、地方を応援する仕組みです。

横浜町では、皆様から頂いた寄附金を「横浜町ふるさと寄附基金」として管理運用し、町の政策に反映させて魅力あるふるさとづくりに役立てております。

## ふるさと納税の使い道

1. 産業の振興に関する事業
2. 将来を担う人材の育成に関する事業
3. 自然環境の保全に関する事業
4. 医療又は福祉に関する事業
5. コミュニティ活動の推進に関する事業
6. その他目的達成のために町長が必要と認める事業



## ふるさと納税の寄附の控除について

ふるさと納税より寄附をされた場合、横浜町に対する寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね 1 割を上限として、所得税と合わせてその全額が控除されます。

**例** 東京都在住で横浜町出身の Y さんが横浜町に寄附した場合の例

- 給与収入 700 万円で夫婦・子 2 人
- 所得税の限界税率 10%、住民税額 293,500 円、寄附金額 30,000 円

### 【住民税の税額控除】

- ① 住民税基本分  $2,800 \text{ 円} = (30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$
- ② 住民税特例分  $22,400 \text{ 円} = (30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - 10\%)$

※ ②が住民税額 293,500 円の 1 割以内なので全額が控除されます。

- ③ 住民税合計額 25,200 円 = ① + ②

【所得税の控除】 2,800 円 =  $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

# ふるさと納税の手続きについて

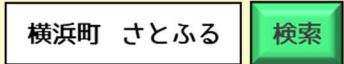


## Step 1 申込み方法

インターネット・郵送・FAX・メールのいずれかにてお申し込みください。

### インターネットからの申込みの場合

ふるさと納税サイト「さとふる」よりお申し込みください。



### 横浜町へ直接申込みの場合

横浜町ホームページより様式「横浜町寄附申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、横浜町役場企画財政課までお申し込み下さい。

## Step 2 寄附の払込み

- クレジットカード等・・・ふるさと納税サイト「さとふる」の横浜町のページをご確認ください。
- 郵便振替・・・・・・・・町に直接申込みされた際、払込票をお送りします（手数料はかかりません）。
- 銀行振込／現金書留・・・手数料や郵送料は寄附者様の負担となります。

## Step 3 お礼品と寄附金受領証明書を受け取る

入金確認後、お礼品と寄附金受領証明書をお送りします。なお、ご入金方法により発送期間が異なりますのでご了承ください。

## Step 4 寄附金税額控除の手続き

確定申告を行うことで寄附金控除を受けることができます。確定申告を行った年の所得税と翌年度分の住民税のそれぞれから控除されます。

また、ワンストップ特例を申請すると、確定申告が不要になります。ご希望の方はお申し込みの際に所定欄にチェックをしてください。（指定の申請用紙と送付用封筒をお送りします。）

なお、申請時の添付書類や寄附先の自治体が5団体であること、確定申告不要の給与所得者など条件がありますので、申請の際は注意事項をご確認ください。

